

福岡県公報

平成19年11月12日
第2750号

目次

告示(第2106号 - 第2120号)

| | | |
|------------------------|---------|---|
| 新たに生じた土地の確認 | (地方課) | 1 |
| 市の町の区域の変更 | (地方課) | 1 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (治山課) | 1 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (治山課) | 2 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (治山課) | 2 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (治山課) | 2 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (治山課) | 3 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (治山課) | 3 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (治山課) | 3 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (治山課) | 4 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (治山課) | 4 |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (治山課) | 5 |
| 鳥獣保護区の存続期間の更新 | (緑化推進課) | 5 |
| 特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定 | (緑化推進課) | 6 |
| 県営土地改良事業の工事の完了 | (農地計画課) | 8 |

告示

福岡県告示第2106号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、北九州市長から北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成19年10月3日確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

| 新たに生じた土地の表示 | 地積(平方メートル) |
|----------------------------|------------|
| 北九州市若松区響町三丁目1の1の地先の公有水面埋立地 | 2,269.26 |

福岡県告示第2107号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、北九州市長から北九州市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成19年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を若松区響町三丁目1に編入する。

| 新たに生じた土地 |
|---|
| 北九州市若松区響町三丁目1の1の地先の公有水面埋立地 2,269.26平方メートル |

福岡県告示第2108号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
飯塚市内住字砂原128・129(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2109号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市舍利蔵字堀田698・724から726まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2110号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市舍利蔵字イノ口427・429の1・432の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2111号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字タカヤ3835の3・3880・4115（以上3筆について次の図に示す部分に

限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2112号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市熊ヶ畑字中畑1086・1088・1107の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2113号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字普門寺2947の11(次の図に示す部分に限る。)、字南河内2975の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2114号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市舍利蔵字有谷1687の1・1687の2・1688（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2115号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市宮田字満汐5084の1、5084の3から5084の5まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2116号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市内住字古屋敷1855、1857、1858の1・1903の2・1915の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字久保山前2126、字上ノ原2310の1、字久保山2367の1、2367の7、字橋詰2586、2597、2601、字鍛冶木屋2602の6、2602の9、2603、2604、2616

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2117号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市小野谷字笹尾410、412、字タブノキ510の1、字福田565、566、字中小路806、字中尾807、818、825、字會田1197、1203の1、1203の3、字石井浦1278の1、1278の3、1279の2、字石井1326、字岩河内1462、1475、1479、1489、1493、字サコ1499の1、1505、1515、1517、1519の2、1527、字二本松1534、字水上1557の2、1558の1、1558の2、字タタラ1583、1584の1、1599、1604、字一天1618、1658、1659、1666

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2118号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

平成19年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 石釜鳥獣保護区

(1) 区域

福岡市早良区のうち、同区大字曲淵の曲淵大橋を起点とし、同点から福岡市曲淵水源池岸を北へ進み室見川に接続し、同河川の左岸を下り坊主川との分岐点に至り、同分岐点から坊主川右岸を上り国有林82林班と83林班との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み福岡市早良区と佐賀県佐賀市との境界線に接続し、同境界線を北西へ進み福岡市早良区と前原市との境界線に接続し、同境界線を北へ進み八丁川に接続し、同河川左岸起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成19年11月15日から

平成29年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域は福岡市の南西に位置し前原市及び佐賀県と接し、そのほとんどが脊振・雷山県立自然公園区域となっている。金山(967m)を中心に針葉樹や広葉樹などの豊かな植物に恵まれ、多くの種類の鳥獣が生息している。福岡市の水がめである曲淵ダムの水源地でもある。このように当該地域は野生鳥獣の生息・繁殖に重要な地域であることから、県指定鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

2 地島鳥獣保護区

(1) 区域

宗像市地島地区全域（地島全島域）

(2) 存続期間

平成19年11月15日から

平成29年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

集団繁殖地の保護区

イ 指定目的

当該地域は宗像市の北に位置し大島とともに宗像市の島嶼部である。広葉樹などの豊かな植生に恵まれ、多くの種類の鳥獣の生息や繁殖の場となっている。このように当該地域は野生鳥獣の生息・繁殖に重要な地域であることから、県指定鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

3 玄界島鳥獣保護区

(1) 区域

福岡市西区大字玄界島地区全域

（玄界島・柱島・大机島・小机島・黒瀬・ワタベ瀬の各島全域）

(2) 存続期間

平成19年11月15日から

平成29年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

集団繁殖地の保護区

イ 指定目的

当該地域は福岡市の北西に位置する島嶼部である。広葉樹などの豊かな植生に恵まれ、多くの種類の鳥獣の生息や繁殖の場となっている。このように当該地域は野生鳥獣の生息・繁殖に重要な地域であることから、県指定鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

4 行橋鳥獣保護区

(1) 区域

行橋市及び京都郡苅田町のうち、県道沓尾大橋線と主要地方道直方行橋線との交点を起点とし、同主要地方道を北へ進み長狭川に接続し、同河川の左岸を北東へ進み白石、養島、沓尾、長井、稲童浜の各海岸から500メートルの距離の海上線に接続し、同海岸線を北東へ進み稲童浜の稲童漁港の西側防波堤の最北端に至り、同点と市道稲童漁港本線の終点とを直線で結び同市道終点から同市道を南へ進み県道稲童新田原停車場線に接続し、同県道を西へ進み主要地方道門司行橋線に接続し、同主要地方道を北へ進み市道新開丸山線に接続し、同市道を北西へ進み県道沓尾大橋線に接続し、同県道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成19年11月15日から

平成29年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地の保護区

イ 指定目的

当該地域は、苅田町や小倉南特定猟具（銃器）使用禁止区域に隣接しており、特に小倉南特定猟具（銃器）使用禁止区域内の曾根干潟には、カモ類及びシギ類を始め、その他鳥類の集団渡来地でもあり、当鳥獣保護区は長狭川、今川、菟川の河口干潟を有しており、留鳥及び渡り鳥の憩いと身体を休める場所及び貴重な採餌の場となっている。したがって、県指定の鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

福岡県告示第2119号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

平成19年11月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 城山特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

宗像市のうち、宗像市と遠賀郡岡垣町との境界線と国道3号との交点を起点とし、同国道を南西へ進み主要地方道宗像玄海線に接続し、同主要地方道を西へ進み主要地方道若宮玄海線に接続し、同主要地方道を北へ進み市道三郎丸2号線に接続し、同市道を北へ進み城山西登山道に接続し、同登山道を東へ進み宗像市と岡垣町との境界線に接続し、同境界線を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成19年11月15日から

平成29年11月14日まで

2 塩屋・本城特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

北九州市若松区及び八幡西区のうち、若松区と八幡西区との境界線と県道払川折尾線との交点を起点とし、同県道を南東へ進み国道199号に接続し、同国道を南西へ進み主要地方道有毛引野線に接続し、同主要地方道を北西へ進み市道光貞台2号線に接続し、同市道を北へ進み市道光貞台40号線に接続し、同市道を北へ進み同道路が西へ直角に折れ曲がる点で曲がらずにそのまま北へ進み若松区と八幡西区との境界線に接続し、同境界線を西へ進み北九州学術研究都市南部区域の西側境界線に接続し、同西側境界線を北へ進み同北側境界線に接続し、同北側境界線を東へ進み若松区と八幡西区との境界線に接続し、同境界線を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成19年11月15日から

平成29年11月14日まで

3 楠橋特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

北九州市八幡西区のうち、市道楠橋23号線と市道楠橋21号線との交点を起点とし、同市道を南東へ進み県道植木上上津役線に接続し、同県道を南へ進み市道楠橋36号線に接続し、同市道を南西へ進み市道楠橋33号線に接続し、同市道を北西へ進み市道楠橋31号線に接続し、同市道を北へ進み市道楠橋23号線に接続し、同市道を北

東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成19年11月15日から

平成29年11月14日まで

4 吉田・岩瀬特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

遠賀郡水巻町及び中間市のうち、水巻町道月夜待又メリ石線と水巻町、北九州市八幡西区との境界線の交点を起点とし、同境界線を南へ進み水巻町と北九州八幡西区及び中間市の境界線分岐点に至り、同分岐点より水巻町と中間市との境界線を時計回りに進み水巻町吉田ボタ山開発区域境界線に接続し、同境界線（中間市道鳴王寺塔ノ内線及び水巻町道宮尾片山線に隣接）を時計回りに進み水巻町道月夜待又メリ石線に接続し、同町道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成19年11月15日から

平成29年11月14日まで

5 安宅特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

田川郡川崎町のうち、町道轡井手線と旧主要地方道田川桑野線との交点を起点とし、同旧主要地方道を南東へ進み町道貴船後川内線に接続し、同町道を南に進み町道三郎丸西谷線に接続し、同町道を西に進み福岡フェザントントリークラブ所有地と民有林との境界線に接続し、同境界線を西へ進み町道二反田黒木線に接続し、同町道を北へ進み旧主要地方道田川桑野線に接続し、同旧主要地方道を北へ進み町道轡井手線に接続し、同町道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成19年11月15日から

平成29年11月14日まで

6 有安特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

飯塚市（旧庄内町）のうち、旧飯塚市と旧庄内町との境界線と県道鯉田停車場有

井線との交点を起点とし、同県道を南東へ進み市道有井 - 栄町線に接続し、同市道を南へ進み県道口の原稲築線に接続し、同県道を南東へ進み飯塚市（旧庄内町）と嘉麻市（旧稲築町）との境界線に接続し、同境界線を北西へ進み旧飯塚市と旧庄内町との境界線に接続し、同境界線を北に進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成19年11月15日から
平成29年11月14日まで

7 鴨生田池特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

直方市と宮若市（旧宮田町）のうち、直方市道上新入19号線と主要地方道福岡直方線との交点を起点とし、同主要地方道を南西へ進み宮若市道下口尾勝線に接続し、同市道を北西へ進み旧軌道線に接続し、同軌道線を北東へ進み鴨生田団地内線に接続し、同線を北東へ進み直方市道上新入19号線に接続し、同市道を南東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成19年11月15日から
平成29年11月14日まで

8 小野牟田池特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

直方市のうち、国道200号と主要地方道直方水巻線との交点を起点とし、同主要地方道を北へ進み市道赤熊野口線に接続し、同市道を北へ進み市道小野牟田線に接続し、同市道を東へ進み国道200号に接続し、同国道を南へ進み市道小野牟田十堂線に接続し、同市道を東へ進み主要地方道直方行橋線に接続し、同主要地方道を西へ進み国道200号に接続し、同国道を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成19年11月15日から
平成29年11月14日まで

9 五反田特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

福津市国道495号と市道伊王丸・出水線との交点を起点とし市道伊王丸・出水線を東へ進み市道須多田56号線に接続し、同市道を南から東に進み市道山手線の交点に至り、同市道を南に進み市道在自43号線に接続し、同市道を西に進み国道495号に至り、同国道を北に進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成19年11月15日から
平成29年11月14日まで

福岡県告示第2120号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成19年11月12日

福岡県知事 麻生 渡

| 県営土地改良事業の名称 | 工事を完了した時期 |
|----------------|------------|
| 農道整備事業（大橋地区） | 平成19年3月30日 |
| 農道整備事業（竹野大橋地区） | 平成16年6月23日 |